

使用料の考え方

1. 原則

(1) 設置許可に係る使用料

設置許可使用料単価は、すべての公園施設で同額とし、以下に示す最低額以上を提案することとする。

設置許可使用料単価の最低額：210 円／㎡・月

(2) 管理許可に係る使用料

管理許可使用料単価はすべての公園施設で同額とし、以下に示す最低額以上を提案することとする。

管理許可使用料（土地を管理する場合）単価の最低額：410 円／㎡・月

管理許可使用料（施設等を管理する場合）単価の最低額：1,290 円／㎡・月

2. 特記事項

(1) キャンプ場

キャンプ場（長井海の手公園の既存公園施設及び新規施設、荒崎公園の新規施設（任意提案））の想定する管理手法及び使用料減免の扱いは、以下のとおりとする。

	管理手法	使用料減免
キャンプ場の範囲全域	管理許可 (土地を管理する場合)	100%減免
テント等の投影面積部分	設置許可	なし

(2) イベントや期間を限定した占用等

指定管理対象範囲においてイベントや期間を限定した占用等（以下「イベント等」という。）を実施するにあたり必要となる許可の種類については、イベント等の期間・内容を踏まえて、許可の申請者と市で協議を行う。

なお、イベント等は、原則として指定管理者が実施主体または実施メンバーとして関わることとする。その場合、イベント等の許可に係る使用料は減免とする。

(3) 自動販売機

① 長井海の手公園

自動販売機を設置する場合に市に支払う設置許可使用料及び納付金（自動販売機の設置を通じて得られた売上の10%）は、以下のとおりとする。

設置場所	設置許可申請 及び 設置許可使用料	市への納付金 (売上の10%)	指定管理対象 施設の管理経 費に充当※
公募対象公園施設(設置)もしくは公募対象公園施設(管理)の建物内に設置する場合	不要	必要	不要
公募対象公園施設(設置)もしくは公募対象公園施設(管理)の建物外壁と一体的に設置する場合	必要 (投影面積分)		不要
上記以外の場合			必要

② 荒崎公園

自動販売機を設置する場合に市に支払う設置許可使用料及び納付金（自動販売機の設置を通じて得られた売上の10%）は、以下のとおりとする。

設置場所	設置許可申請 及び 設置許可使用料	市への納付金 (売上の10%)	指定管理対象 施設の管理経 費に充当※
設置許可施設の建物内に設置する場合	不要	必要	必要
設置許可施設の建物外壁と一体的に設置する場合	必要 (投影面積分)		
上記以外の場合			

※自動販売機設置業務によって得られた余剰金(利益)を指定管理施設の管理経費に充てること

3. 管理許可使用料を減免する施設

以下に示す施設については、管理許可使用料を100%減免することを想定している。

(管理許可使用料を100%減免する施設(想定))

<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい動物村(動物舎・便所(旧牧舎)、倉庫(旧小動物舎)、堆肥舎、堆肥置場など必要な施設も含む) ・農業体験施設(農地、管理棟、農機具倉庫など必要な施設も含む) ・キャンプ場(土地)

以上